

社会福祉法人天理 役員等報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天理（以下「法人」という。）の理事、監事、および評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等には、勤務実態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

2 理事長には、月額報酬を支給する。

3 理事長でない理事、監事及び評議員（以下、「非業務執行理事等」という。）については、業務に応じた報酬を支給する。

4 法人の職員を兼ねる役員等については、報酬及び手当は支給しない。

(理事長の報酬等の支給)

第3条 理事長に対する報酬等の額は、各年度の総額が250万円を超えない範囲内で、次に定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1-1に定める額

(2) 賞与については、別表1-2に定める額

(非業務執行理事等の報酬の支給)

第4条 非業務執行理事等に対する報酬の額は、各年度の総額が100万円を超えない範囲内で、次に定めるものとする。

(1) 報酬については、会議出席につき、別表2に定める額

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 諸費および宿泊料は、旅費規程を準用する。

(改 正)

第6条 この規程の改正については、評議員会の承認を要する。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

平成24年2月24日	改定	平成24年4月1日	施行
平成25年2月23日	改定	平成25年2月24日	施行
平成28年5月24日	改定	平成28年5月25日	施行
平成30年2月24日	改定	平成30年4月1日	施行
令和1年6月20日	改定	令和1年6月20日	施行
令和4年4月25日	改訂	令和4年4月26日	施行

社会福祉法人天理
役員等報酬及び費用弁償規程

別表 1-1 理事長の報酬

役職名	単位	報酬額
理事長	月額	140,000円

別表 1-2 理事長の賞与

役職名	単位	報酬額
理事長	6月	240,000円
	12月	240,000円

別表 2 非業務執行理事等の報酬

役職名	単位	報酬額	条件
理事	日額	10,000円	会議出席につき
監事	日額	10,000円	会議出席につき
評議員	日額	10,000円	会議出席につき